

相談・救済の取組では、人権が侵害されないようまもるための広報啓発や人権上の問題について気軽に相談できる機会の充実に努めています。

児童虐待防止の取組～子ども虐待SOS専用電話～

「子どもの虐待について、誰に相談していいのかわからない！」そんな時こそ、パニックにならないで、子ども虐待SOS専用電話（☎075-801-1919）で相談してください。

また、児童相談所全国共通ダイヤルが、平成27年7月から覚えやすい3桁の番号「189（いちはやく）」番になりました。

どちらの番号でも児童虐待についての相談・通告を24時間365日受け付けています。匿名でもかまいません。相談者・通告者ともにプライバシーは守られます。



オレンジリボン 児童虐待根絶のシンボルマーク

▶問合せ先

京都市児童相談所 ☎075-801-2929
京都市第二児童相談所 ☎075-612-2727

人権擁護委員と連携した取組

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動などを行っています。

日々の生活の中で人権侵害等があった場合は、京都地方法務局において実施されている「人権擁護委員による人権相談（常設相談）」で相談することができます。京都市では、人権擁護委員による活動を支援するた

め、これに加えて毎月1回（原則第4木曜日）「人権擁護委員による特設相談」を実施しています。

また、人権擁護委員の活動をより多くの市民に知っていただくため、京都市が主催する「ヒューマン・ステージ・イン・キョウト」などの様々な啓発イベントに人権擁護委員も参加し、相談活動や啓発活動を紹介するなど、連携した取組を行っています。

人権擁護委員による人権相談（相談無料・秘密厳守）

▶常設相談

・京都地方法務局
月～金曜日（年末年始と祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分



相談電話番号：

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
又は☎075-231-2001
子どもの人権110番 ☎0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

▶特設相談（電話での相談は受け付けていません。）

・京都市消費生活総合センター
原則毎月第4木曜日 午後1時～午後4時
相談予約電話：京都いつでもコール
☎075-661-3755
・京都府庁
原則毎月第2木曜日 午後1時～午後4時
相談予約電話：府民総合案内・相談センター
☎075-414-4235

▶問合せ先

文化市民局人権文化推進課 ☎075-366-0322

その他人権に関する相談先

◆京都市DV相談支援センター

☎075-874-4971（月～土 9:00～17:15 祝日除く）
緊急ホットライン ☎075-874-7051（上記時間外）

◆京都市男女共同参画センター（男性のためのDV電話相談）

☎075-277-1326（第2、第4火曜日19:00～20:30 祝日除く）

◆こども相談24時間ホットライン（電話相談のみ）

☎075-351-7834

◆京都市長寿すこやかセンター（高齢者110番）

☎075-354-8110

◆障害のある方

【精神】京都市こころの健康増進センター
☎075-314-0874（相談専用）

【発達障害】京都市発達障害者支援センター かがやき
☎075-841-0375

【身体】（公社）京都市身体障害者団体連合会
☎075-822-0770

【知的】（一社）京都手をつなぐ育成会
☎075-812-1700



区役所・支所の地域力推進室、市役所の市政案内所ほかで、下記の冊子を配布しています。

京都市人権相談マップ
人権総合情報誌「きょう☆COLOR」

*京都市人権文化推進課のホームページにも掲載しています。

「京都市人権文化」で検索してください。

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町
500番地の1 中信御池ビル6階
TEL 075-366-0322



平成28年3月発行 京都市印刷物第275470号
この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

京都市人権レポート

人権を尊重することは、私たちが生活していくうえでの基本的なルールです。誰もが、自分の人権と同様に他人の人権も尊重するようになれば、人権が私たちの生活の中で「文化」として定着し、誰もが豊かで暮らしやすい社会になるでしょう。京都市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、様々な取組を進めています。その一部を御紹介します。

四字熟語 人権 マンガ

日常生活の中で見過ごされがちな「人権」を四字熟語とマンガで表現する「四字熟語人権マンガ」の募集を毎年行っています。平成27年度入賞作品の一部を紹介します。（敬称略）



眼中無人（がんちゅうむじん）

竹中 千尋

応募者コメント

喫煙者の手の高さは、子どもの目線の高さです。ただ、大人はそれに気付かず、歩きタバコなど危険な行為をしている様子は、眼中無人、自分の視界に入らないものは見えていないと言えます。



相思相愛（そうしそうあい）

田邊 華奈子

応募者コメント

幸せそうな顔をしている人を描いたり、ハートを描いたりして「相思相愛」を表した。



課外授業（かがいじゅぎょう）

岡崎 忠英

応募者コメント

いじめは昔話から今も続いている。いじめについて勉強し、今年でいじめは終わりにしよう。



和氣請講（わきあいあい）

中西 伸治

応募者コメント

高齢になると外出もせず、家に閉じこもり、人との対話もなく過ごし、「孤独死」で見られるニュースを見聞きします。多くの人たちとの出会い交流は「老化」「認知症」を防止し、「若返り」を取り戻せます。（大切な携帯電話を置いて楽しむ高齢者を見て、携帯電話も対話を楽しみ始める様子をマンガに描きました。）



過重労働（かじゅうろうどう）

望月 秀明

応募者コメント

時間外労働、厳しいノルマ等で働く側の健康障害が心配です。



教育 啓発

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

真のワーク・ライフ・バランスの推進

京都市では人口減少社会を克服するために、市民ひとりひとりが、仕事や家庭生活、地域社会などにおいてやりがいや充実感を得て人生を送ることができるよう、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいます。

主な取組

1 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金

働き方の見直しなど、真のワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む中小企業を支援するための補助金制度です。

2 「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰

市民、団体の皆様から応募のあった真のワーク・ライフ・バランスを実践したエピソードの中からより詳しく紹介したい作品を表彰しています。27年度はエピソードを3点表彰し、ホームページ等で情報発信しています。

3 京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBの運営

より多くの方に真のワーク・ライフ・バランスに取り組んでもらうために、市民の方や企業等を対象として開設したWEBサイトです。お悩み相談コーナーのほか親子で参加できるイベントや、著名人のインタビューを掲載しています。

URL <http://www.kyotostyle-wlb.jp/>

「真のワーク・ライフ・バランス」とは

仕事と家庭の調和だけでなく、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参加することによって、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるという、京都発の新しいワーク・ライフ・バランスの考え方です。



▶問合せ先

文化市民局男女共同参画推進課 ☎ 075-222-3091

様々な人権啓発の取組

日々の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築に向け、様々な人権啓発の取組を実施しています。

主な取組

1 人権ゆかりの地マップの発行

市内に数多く存在する名所・旧跡等の中から人権にゆかりのある地を紹介する地図を発行しました。

マップは4箇国語（日本語、英語、中国語、ハングル）で作成し、京都総合観光案内所（京都駅ビル2階）、市役所及び区役所・支所等で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできますので、是非、マップを持って「人権ゆかりの地」を訪ねてください。

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/19-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



2 フェイスブックを活用した情報の発信

人権文化推進課のフェイスブックページ「きょうCOLOR」で、人権に関するホットでタイムリーな情報を発信しています。「きょうCOLOR」という名称には、「京から」「今日から」人権意識を高め、誰もが自分の色を發揮していけるカラフルな社会を目指すという意味がこめられています。

人権に関するイベントの開催案内、人権について楽しく学べる「人権クイズ」、人権に関する記念日を紹介する「きょうは何の日?」などの情報を発信していますので是非、御覧ください。

3 企業向け人権啓発講座の開催

企業内における人権尊重の風土づくりや、人権尊重を基盤とする活動に役立てていただくため、企業の経営者層や総務・人事責任者等を対象とした講座を年10回程度開催しています。

近年の社会情勢と企業ニーズを踏まえ、男女共同参画、障害のある方の雇用やハラスメント対策ほか新しい人権課題も取り入れて、講演や事例発表などの様々な形式の講座となっていますので、是非、御参加ください。

▶問合せ先

文化市民局人権文化推進課 ☎ 075-366-0322

支える 保障

人権の保障は、建物の段差などの物理的な壁、また、誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々を支える取組を進め、すべての人がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

障害者差別解消に向けた取組

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されます。同法では、障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供等を受けることができるよう、行政機関等及び事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱い（※1）を禁止するとともに、社会的障壁の除去について合理的配慮（※2）を提供することを義務付けています。



※1 正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること

※2 個々の場面で、障害のある人から意思の表明があった場合に、支障となっている「社会的障壁（バリア）」を取り除くために必要な配慮で、過重な負担を伴わないもの

取組内容

京都市では、法の趣旨や本市の姿勢を庁内に浸透させ、統一した考え方の下で積極的に取組を推進するため、平成28年1月に全庁を対象とした「対応要領」を定め、相談への対応や職員への研修なども進めていくとしています。

また、事業者にも、国のガイドライン（対応指針）に基づき、適切に対応することが求められており、その周知啓発にも努めています。

今後も引き続き、事業者及び市民の皆様方とともに、障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを進めてまいります。

○障害を理由とする差別の解消の推進（ホームページ）

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000192671.html>

▶問合せ先

保健福祉局障害保健福祉推進室 ☎ 075-222-4161

京都市国際文化市民交流促進サポート事業

京都市では、外国籍市民の方も含めた全ての人々が、地域社会で生き生きと活躍できる多文化共生のまちづくりに取り組んでいます。「京都市国際文化市民交流促進サポート事業（通称「タブサポ」）」では、皆様の御依頼のもと、多様な文化的背景をもつ講師が皆様のところへ出向き、母国文化の紹介や、人権に関する講演をいたします。

詳しくは、当事業サイトを御覧ください。皆様の御依頼、お待ちしております。

URL <http://www.kcif.or.jp/interactsupport/>



※交通費等の実費相当額を講師派遣の依頼者に御負担いただきます。

▶問合せ先

総合企画局国際化推進室 ☎ 075-222-3072
（公財）京都市国際交流協会 ☎ 075-752-3511

犯罪被害者等支援施策の推進

京都市では、犯罪被害に遭われた方にワンストップで支援を提供できるよう犯罪被害者総合相談窓口を（公財）京都犯罪被害者支援センターに設置し、裁判所への付添いや心のケア、住居の提供など被害者の視点に立った施策を推進しています。

また、犯罪被害者が置かれている状況や犯罪被害者支援の大切さについて、多くの方々に理解を深めていただけるよう、御遺族の協力によるアート作品展やフォーラムの開催、中学・高校での御遺族の講演等を実施し、広報啓発の取組を進めています。

◎犯罪や事故などの被害でお困りのときは、まずは、京都市犯罪被害者総合相談窓口までお電話ください。

■京都市犯罪被害者総合相談窓口ダイヤル
☎ 075-451-7830
月～金曜日 13～18時
（祝日・年末年始を除く）



▶問合せ先

文化市民局くらし安全推進課 ☎ 075-222-3193